

簡易な収入額の申立書（申請者本人用） 【公的年金受給者用】

- ・「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書【基本給付】」と一緒にご提出ください。
- ・申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」も併せてご提出ください。
- ・下記にある本給付金の申請要件を満たす場合に支給の対象となります。

各項目を確認いただき、氏名をご記入ください

- ・本給付金の申請要件に該当しています。
- ・年間収入の合計額（E）が収入基準額（F）を下回っています。
- ・収入額が分かる書類（年金額改定通知書等）を提出しています。
- ・本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名 _____ 印

申請者が自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

年間の収入額をご記入ください
 （平成30年中に得た収入等の金額です。また、下記の項目以外の収入は記載不要です。）

項目		金額（単位：円）				注意事項
		万	千	百	十	一
A	養育費					養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
B	給与収入					サラリーマンやアルバイトの方などで、給与収入がある場合にご記入ください。平成31年1月1日に市川市以外にお住まいの方は、 課税証明書 などの収入額が分かる書類をご提出ください（平成31年1月1日市川市にお住まいの方は不要です）。
C	事業収入又は不動産収入					自営業者などの方で、事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 帳簿 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
ア	年金収入					公的年金収入がある場合にご記入ください。遺族に対して支給されるものも含まれます。 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額がわかる書類をご提出ください。
D	イ 児童扶養手当 相当額	児童数	年間の支給額			遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、左の表を確認し該当する金額をご記入ください。 児童数は平成30年12月31日時点の人数です。児童が4人以上の場合は、220,080円に児童1人あたり36,720円を加算してください。
		0人	0円			
		1人	122,160円			
		2人	183,360円			
		3人	220,080円			
4人以上	36,720円加算					
年金相当収入（ア～イ）						ア、年金収入～イ、児童扶養手当相当額の金額をご記入ください。

E	平成30年1月～平成30年12月の年間収入の合計額					(A+B+C+D)により算出してください。
F	収入基準額					裏面より転記してください。

E<Fを満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となりますので、こども福祉課児童扶養手当担当（047-712-8539）までご連絡ください。

（裏面に続きます）

職員 記入欄	基本番号	受付者	審査者

○収入基準額を算出します

(裏面)

申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）、
 または養っている親族以外の児童（平成30年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。
 6人以上となる場合は、別紙（任意の用紙で可）に氏名などを記入し提出してください。

番号	フリガナ	生年月日	平成30年12月31日 時点の年齢	該当する場合は△または○を記入		職員記入欄	
	氏名			16歳以上23歳未 満の親族（△）	70歳以上の親 族・配偶者 （○）	△	○
1							
2							
3							
4							
5							

上記で記入した人数を
 チェックした上で、
 あてはまる基本基準額を
 エの欄に転記してください。

△もしくは○ の合計数		
係数	× 150,000円	× 100,000円
加算額		

✓	人数	基本基準額
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算します。

単位：円

ウ	加算額合計	
エ	基本基準額	
F	収入基準額 (ウ+エ)	

Fの収入基準額を、表面のF欄に転記してください

申請者が父母以外の養育者で、かつ以下のいずれかに該当する場合は
 収入基準額が変わりますので、こども福祉課児童扶養手当担当（047-712-8539）までご連絡ください。

(異なる様式の収入基準額の算出票をお送りします)

- ・ 父が死亡または生死不明かつ母がない児童
- ・ 母が死亡または生死不明かつ父がない児童
- ・ 母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、
母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- ・ 父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童